放課後子どもひろばこしごえ・鎌倉市こしごえ子どもの家「かもめ」、 放課後子どもひろばにしかまくら・鎌倉市にしかまくら子どもの家「こまどり」、 放課後子どもひろばやまさき・鎌倉市やまさき子どもの家「めじろ」 及び放課後子どもひろばいまいずみ・鎌倉市いまいずみ子どもの家「うぐいす」 に関する指定管理者募集要項

放課後子どもひろばこしごえ・鎌倉市こしごえ子どもの家「かもめ」、放課後子どもひろばにしかまくら・鎌倉市にしかまくら子どもの家「こまどり」、放課後子どもひろばやまさき・鎌倉市やまさき子どもの家「めじろ」及び放課後子どもひろばいまいずみ・鎌倉市いまいずみ子どもの家「うぐいす」(以下、8施設併せて「指定管理施設」という。)の管理運営を効率的かつ効果的に行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項、鎌倉市放課後子どもひろば条例(平成29年7月11日条例第14号。以下「子どもひろば条例」という。)第3条及び鎌倉市子どもの家条例(昭和50年6月28日条例第4号。以下「子どもの家条例」という。)第2条の2の規定により、指定管理施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

#### 1 趣旨

全ての児童が、放課後等を安全・安心に過ごすことができ、参加する児童が学年を越えて交流し、 多様な体験・活動を通じて豊かな時間を過ごすことができる小学生の居場所として、鎌倉市放課後か まくらっ子(以下「かまくらっ子」という。)を実施します。

かまくらっ子は、子どもひろば条例に基づく放課後子どもひろばや当該小学校の校庭及び体育館を活動場所として実施する「アフタースクール」並びに保護者の就労等により昼間家庭的な支援を必要とする児童を対象とした放課後児童健全育成事業を一体的に運営する事業で、平成30年度から順次展開し、市内全16施設全16小学校区で実施しています。

- 2 指定管理施設の名称と所在地
  - (1) 放課後子どもひろばこしごえ・鎌倉市こしごえ子どもの家
    - ア 所在地 腰越五丁目2番10号
    - イ 施設規模 延床面積 346 m<sup>2</sup>
    - ウ 構 造 軽量鉄骨造平屋建て
    - 工 竣工年月日 平成27年12月
    - ※活動場所として腰越小学校の校庭及び体育館を含みます。
  - (2) 放課後子どもひろばにしかまくら・鎌倉市にしかまくら子どもの家
    - ア 所在地 津 1069 号
    - イ 施設規模 延床面積 299 m<sup>2</sup>
    - ウ 構 造 鉄骨造2階建て
    - 工 竣工年月日 平成29年8月
    - ※活動場所として西鎌倉小学校の校庭及び体育館を含みます。
  - (3) 放課後子どもひろばやまさき・鎌倉市やまさき子どもの家
    - ア 所在地 山崎 2456 番地1

- イ 施設規模 延床面積約 341 m<sup>2</sup>
- ウ 構 造 木造・一部軽量鉄骨造平屋建て
- 工 竣工年月日 昭和62年3月

※活動場所として山崎小学校の校庭及び体育館を含みます。

- (4) 放課後子どもひろばいまいずみ・鎌倉市いまいずみ子どもの家
  - ア 所在地 今泉二丁目 13番1号
  - イ 施設規模 延床面積約 313 m<sup>2</sup>
  - ウ 構 造 鉄骨造2階建て
  - 工 竣工年月日 平成29年10月

※活動場所として今泉小学校の校庭及び体育館を含みます。

### 3 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次の業務を別紙「放課後子どもひろばこしごえ・鎌倉市こしごえ子どもの家「かもめ」、放課後子どもひろばにしかまくら・鎌倉市にしかまくら子どもの家「こまどり」、放課後子どもひろばやまさき・鎌倉市やまさき子どもの家「めじろ」及び放課後子どもひろばいまいずみ・鎌倉市いまいずみ子どもの家「うぐいす」の管理運営に関する指定管理業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)に基づき実施するものとします。

- (1) 施設の運営に関する業務
  - ア 子どもひろば条例に定める子どもひろばの維持管理
  - イ 子どもの家条例に定める子どもの家の維持管理
  - ウ 参加児童が自由に活動することができるとともに、造形活動や身体を使った活動等、多様 な活動体験ができるプログラムを提供するアフタースクールの企画及び運営
  - エ 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「学童保育」という。)の企画及び運営
  - オ 子どもの家に関する入所承認等の業務、並びに利用料の徴収及び減免の業務
  - カ アフタースクールを実施していない間の子どもひろばの利用に関する業務
  - キ 乳幼児親子への居場所提供に関する業務、並びに乳幼児親子に対する支援業務
  - ク 上記の各業務の総括管理
  - ケ その他、市長の定める業務
- (2) 施設、設備の維持管理に関する業務
  - ア 施設、設備の保守点検(建築基準法第12条に基づく法令点検を含む)、管理に関する業務
  - イ 施設の清掃に関する業務
  - ウ 施設の保安警備に関する業務
  - エ 備品類の管理
  - 才 外溝植栽管理業務

詳細は、指定管理業務仕様書のとおりとします。

#### 4 指定期間(予定)

令和7年(2025年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日までの5年間とします。

#### 5 指定管理業務に関する経費

#### (1) 指定管理料に関する事項

ア 指定管理料は、施設の管理運営に要する経費から利用料金見込収入額を差し引いた額を、 会計年度毎の予算の範囲内で支払うこととします。

- イ 市では、これまでの実績から指定管理料の上限額(予定金額)を算出しています。予定 金額を超えて指定管理料が提示された場合は、選定の対象とはなりません。
- ウ 指定管理料の積算は、業務仕様書に基づき、人件費、物件費(消耗品費、光熱水費、設備保守点検・維持管理費用等)、事務費等、指定管理業務の実施に必要となる経費から利用料金見込収入額を差し引いた額を計上し、提案して下さい。
- エ 市が支払う指定管理料の総額(上限金額)は 632,771 千円(別途、消費税額及び地方消費税額を加算して指定管理料を支払う)以下とします。
- オ 指定管理料の支払いは、別途締結する年度協定によって定めるものとします。

#### (2) 利用料金制に関する事項

ア 利用料金制度の導入

本施設の利用に係る料金については指定管理者の収入とします。

イ 利用料金の額

利用料金の額は子どもの家条例に定める範囲内(消費税等を含む)において、指定管理者が鎌倉市長の承認を得て定めるものとします。

ウ 利用料金の減免

指定管理者は市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができるものとします。

#### (3)管理口座

指定管理業務に係る入出金は、原則として団体本体の口座とは区別し、指定管理業務専用の口座で管理してください。

6 市と指定管理者との責任分担(リスク分担)

市と指定管理者のリスク分担は、業務仕様書別表5のとおりとします。

### 7 応募に関する事項

#### (1) 応募資格

- ア 子どもの家条例第1条及び子どもひろば条例第1条に掲げる設置趣旨に沿って、指定管理施設の指定管理業務を安定した実施体制・経営基盤のもとに実施できる法人又はその他団体若しくは法人等の構成員で構成されるグループ(以下「法人等」という。)とし、次の各号全てに該当する法人等とします。
- イ 放課後児童健全育成事業、青少年育成事業、子育て支援事業、教育等の次世代育成事業の 分野で概ね2年以上運営していること。
- ウ 過去に、指定管理者指定の取り消しを受けたことがないこと。 ただし、発注者の事情によるものは除く。

- エ 法人等又はその代表者が次の者に該当しないこと
  - (ア) 法律行為を行う能力を有しない者
  - (イ) 破産者で復権を得ない者
  - (ウ) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に抵触する者及び同条第2項 の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けている者
  - (エ) 諸税を滞納している者
  - (オ) 鎌倉市暴力団排除条例に定める暴力団員及びその利益となる活動を行う者、又は暴力 団経営支配法人等である者
  - (カ) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けている者
  - (キ) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準の規定に基づく指名停止又は指名留保を受けている者
  - (ク) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けた者を除く。)
  - (ケ) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者 (再生計画の認可の決定を受けた者を除く。)
  - (コ) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
  - (サ) 複数の法人等で応募する場合にあたっては、全ての構成団体が上記に該当しないこと。 なお、オについては、提出された名簿等を基に、鎌倉市(以下「市」という。)が、 神奈川県警察本部に対し調査・照会を行うことがあります。
  - (シ) その他、法令等に違反している又は違反しているおそれのある者

#### (2) 募集要項の配布

募集要項を次のとおり配布します。

- ア 配布期間 令和6年(2024年)9月2日(月)~9月30日(月)(土・日、祝日は除く)
- イ 配布時間 午前8時30分から午後5時00分まで(正午から午後1時を除く)
- ウ 配布場所 鎌倉市役所青少年課 (鎌倉市御成町18番10号 本庁舎1階24番窓口)で配布 します。また、市のホームページからもダウンロード(配付期間中24時間可) できます。

#### (3) 説明会

募集要項説明会及び現地説明会を次のとおり行います。指定管理者に応募される方は、必ず 申込を行い、説明会にご参加ください。

- ア 開催日時 令和6年 (2024年) 9月12日(木)
- イ 開催場所 各指定管理施設
- ウ 申込方法 電子メールまたはFAXで令和6年(2024年)9月9日(月)午後5時までに申 し込みしてください。
- エ 留意事項 参加人数については、1申請者につき2人までとしてください。

#### (4) 質問事項の受付

応募に当たって、ご質問等がある方は、次のとおり受付けます。

ア 受付期間

令和6年(2024年)9月13日(金)から9月19日(木)まで

### イ 受付方法

電子メールで受け付けます。

来庁及び電話等による口頭でのお問い合わせには一切応じられません。

電子メール 青少年課 k-ssn@city.kamakura.kanagawa.jp

#### ウ 回答方法

質問に対する回答は、令和6年(2024年)9月26日(木)(予定)に市ホームページに掲載 します。

### (5) 応募書類の提出

#### ア 受付期間

令和6年(2024年)9月2日(月)~10月1日(火)(土・日、祝日は除く)

#### イ 受付場所

午前8時30分~午後5時(正午から午後1時を除く)持参又は郵送(必着)ください。

#### ウ 提出部数

正本1部、副本(正本の写し8部)をA4ファイル(縦サイズ)に綴って提出するものとします。

なお、副本のうち6部については、名称・代表者氏名やロゴマーク、固有名詞等、応募者 が特定できるような箇所は黒塗りにするなど、非開示の形で作成するものとします。

※パンフレット等を含む。黒塗りした部分が透けて見えることが無いよう、黒塗り後、さらにコピーするなどして作成するものとします。黒塗りされていない箇所が見受けられた場合や、黒塗りした部分が透けて見える場合等は、あらためて黒塗り作業を求める場合があります。

#### (6) 応募に関しての留意事項

#### ア 申請の辞退

申請後に辞退する場合、その旨を記載した辞退届を作成し、速やかに提出して下さい。

#### イ 申請書類

- (ア) 申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (イ) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがあります。
- (ウ) 申請に関して必要となる費用は応募者の負担とします。
- (エ) 申請書類の作成にあたっては、関係法令を遵守するものとします。
- (オ) 申請書類提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出するものとします。
- (カ) 申請書類のうち事業計画書の作成にあたっては、事業計画書に記述する内容が選定基準表のどの評価項目に該当するかわかるように評価項目の記号番号を付記してください。
- (キ) 一度提出した申請書類の内容の変更・訂正はできません。
- (ク) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

#### ウ 複数応募の禁止

単独で応募した法人等は、団体応募の構成員になることはできません。また、複数の団体において同時に構成員となることはできません。

#### 8 提出書類に関する事項

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 定款、寄附行為、会則その他これらに類する書類
- (4) 事業年度の過去3年間の収支決算書及び貸借対照表等、財務状況を説明する書類
- (5) 直近の納税証明書(法人の場合、法人税、法人事業税、法人道府県民税、法人市町村税並 びに消費税及び地方消費税)
- (6) 収支予算書
- (7) 活動実績を記載した書類
- (8) 法人等の概要説明書(パンフレット等)
- (9) 登記事項証明書(申請日3ヶ月以内に交付されたもの)
- (10) 理事・評議員又は役員の名簿及び賞罰の有無
- (11) 監査結果資料 (内部監査・外部監査)
- (12) 市賦課徴収情報の調査承諾書
- (13) 類似施設の管理運営実績を記した書類

#### 【グループ応募の場合】

- (14) グループ結成に係る協定書又はこれに相当する書類
- (15) 共同事業体連絡先一覧
- (16) 委任状 (グループの代表者を受任者として市長宛として提出)

#### 9 指定管理者候補者の選定

#### (1) 選定方式

指定管理者の選定に当たっては「公募型プロポーザル方式」を採用し、鎌倉市子どもの家指 定管理者選定委員会規則に基づき設置される「放課後子どもひろばこしごえ他7施設指定管理 者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」が、応募者から提出された書類等について、以 下の選定基準及び該当要項により審査します。

採点の結果、最高得点を獲得した団体を優先交渉権者としますが、最高得点を獲得した団体 が複数あった場合は、委員の意見を集約した上で1団体に絞り込みます。

ただし、委員の採点の総合計が960点未満の団体は、優先交渉権者として選定しません。 また、同一評価項目において、2人以上の委員の評点が2点(満点が20点の項目については 4点以下)の場合については不合格とします。

鎌倉市は、審査結果を受け、優先交渉権者と協議を行い、協議が成立した場合、指定管理者 候補者として市議会に諮り、市議会の議決を経て市長が指定管理者として指定します。優先交 渉権者と協議が成立しない場合は第2順位の交渉権者と、その後、第2順位交渉権者との協議 が成立しない場合は、第3順位交渉権者と順次協議します。

#### (2) 選定基準

子どもの家条例第12条第1項各号及び子どもひろば条例第10条第1項各号の要件について、 審査項目を設定し、別表選定基準のとおり配点を定めます。

#### (3) 選定手続

ア 資格審査・申請内容の確認

申請書類の受領後、青少年課において申請内容の確認を行います。

- イ プレゼンテーション審査
  - (ア) 日時 令和6年10月16日(水)(予定)
  - (イ) 場所 鎌倉商工会議所 301 会議室(鎌倉市御成町 17-29) (予定)
  - (ウ) 持ち時間 30分以内、内訳は以下のとおりです。

プレゼンテーション 10 分以内

ヒアリング 20 分以内

ウ プレゼンテーションテーマ

「人員体制や環境づくりをはじめとして、配慮が必要な児童にどのような寄り添った支援を行うか。また、保護者をはじめとして、地域と一緒になって放課後かまくらっ子を児童にとって居心地の良い場所にするために、どのように展開していくか。」

- エ 出席者は、1法人等につき3人以内とし、必ず指定管理施設において業務を担当する者を 含めるものとします。また、プレゼンテーションは、指定管理施設において業務を行う主た る担当者が行うものとします。
- オ 配布資料がある場合は、12部用意するものとします。
- カ プレゼンテーションでは、プロジェクター等を用いることができます。ただし、使用する 機材はすべて応募者が用意するものとします。
- キ 実施時間等詳細については、別途通知します。
- (4) 指定管理者候補者選定結果の通知・公表
  - ア 選定結果の通知

令和6年(2024年)11月を予定しています。

応募者全員に文書で通知するとともに、市のホームページにおいて公表します。

イ 指定議案の提案

令和6年(2024年)12月議会を予定しています。

ウ 指定の通知

令和7年(2025年)1月を予定しています。

#### 10 指定管理業務に係る協定の締結

- (1) 指定管理者の指定議案議決後、指定期間に関する事項、指定管理業務に関する事項、市が支払うべき指定管理費用等について、協定を締結します。
- (2) 指定期間全体を対象とする事項については基本協定で定め、年度ごとに変動する事項については年度協定で定めるものとします。
- (3) 指定管理者が法人等のグループである場合は、協定の締結時に構成員全員の同意書を提出するものとします。
- (4) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当する場合は、指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

ア 指定管理業務が、仕様書に定める条件を充足しないと認められるとき。

- イ 財務状況の悪化等により、指定管理業務の継続が困難と認められるとき。
- ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき。
- (5) 協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

#### 11 管理の基準

指定管理者は、次に掲げる基準により指定管理業務を行って下さい。

(1) 関係法令等の遵守

業務の遂行に当たっては、以下の関連法令等を遵守することとします。

- ア 地方自治法
- イ 児童福祉法
- ウ 鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- エ 鎌倉市子どもの家条例
- オ 鎌倉市放課後子どもひろば条例
- カ 鎌倉市放課後かまくらっ子に関して市が定める要綱・要領等
- キ 市が定める関連要綱・要領等
- ク 鎌倉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則
- ケ その他業務遂行に関する法令等
- (2)業務の一括委託の禁止

指定管理者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではありません。

(3) 個人情報の取扱い

指定管理者が業務上個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法等関係法令を遵守し、その 取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個 人情報を保護するための必要な措置を講じていただきます。また、指定管理者は、指定管理業 務の遂行により知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止、並びに本人からの開示の申出、 苦情及び異議の申出への適切かつ迅速な対応その他個人情報を適正に管理してください。

### (4) 情報公開

指定管理者が指定管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理 しているものについては、市の情報公開条例の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するも のとし、適正な情報公開に努めていただきます。

情報の公開に当たって、文書等の写しの交付を行う場合で、当該写しの交付に要する費用の 負担を公開の申出者に求めるときは、その旨を前項の取扱規程等に定めるものとします。

#### (5) 文書の管理・保存

指定管理者が指定管理業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、鎌倉市行政文書管理規則 (平成14年3月8日規則第20号)の規定に準じて、適正に管理及び保存するものとします。指 定期間終了時には、市の指示に従って引き渡していただきます。

#### (6) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、 自己の利益のために使用したりすることはできません。(指定期間終了後も同様とします。)

#### (7) 事業計画書及び収支計画書の提出

次年度の事業計画書及び収支計画書について、市と協議・調整を図った上で作成し、提出していただきます。

#### (8) 事業報告書等の提出

指定管理業務全般に係る事業報告書・業務評価・経理に関する書類を作成し、提出していた だきます。

#### (9) 緊急時の対応

指定管理者は、指定期間中、管理業務の実施に関連して事故、災害その他の緊急事態が発生 した場合に備えていただきます。

#### (10) その他

管理の基準に関する細目は、別途、市と指定管理者の間で締結する協定で定めるものとします。

#### 12 環境への配慮

指定管理者は、本市の「ゼロ・ウェイストかまくら」、「かまくらプラごみゼロ宣言」、「鎌倉市 気候非常事態宣言」の趣旨を理解し、環境に配慮した取組を行ってください。

#### 13 事業実施状況のモニタリング等

#### (1) 事業報告書の提出

指定管理者は、事業報告書を作成し、鎌倉市に提出します。なお、事業報告書の種類、書式 及び記載事項等については、業務基準書及び協定において定めるものとします。

#### (2) モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、モニタリングを実施します。なお、その内容や項目については、業務基準書及び協定において定めるものとします。

### (3) 実績評価の実施

市は、指定管理者が事業計画書に基づき提供する業務の水準を確認するため、実績評価を行います。なお、評価項目や実施方法については、協定において定めるものとします。

また、指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、定期的にアンケート等により、施設利用者の意見・苦情・満足度等を把握し、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告していただきます。

#### 14 引継ぎ業務等

本施設の指定管理者として新たに指定を受けた者は、施設の管理運営を円滑に開始するため、管理運営を開始するまでの間に十分な準備を行うとともに、前任の指定管理者から引継ぎを受けるものとします。また、指定管理終了又は指定の取消し等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ場合は円滑な引継ぎを実施するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとし、引継ぎに際し、必要となる手続きや資料等に要する費用も全て負担するものとします。

管理運営を開始するまでの準備経費及び引継ぎに要する経費については、前任の指定管理者が

引継ぎに要する経費を除き、新たに指定を受けた指定管理者が負担するものとします。

#### 15 その他の事項

#### (1) 業務の継続が困難になった場合等の措置

ア 指定管理者の責に帰すべき事由による場合

指定管理者の責に帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、速やかに市に報告するものとします。市は、指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提示を求めることができます。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合には、指定管理者の指定の取り消し又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

#### イ 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合には、指 定管理者は市に生じた損害を賠償することになります。

#### ウ 不可抗力

不可抗力その他市又は指定管理者の責に帰することができない事由により、業務の継続が 困難となった場合、市と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難 と判断した場合、市は指定管理者の取り消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じるこ とができるものとします。

#### (2) 原状回復について

指定管理者は、指定管理期間が満了するとき(継続して指定管理者に指定されたときを除く。) 又は指定が取り消されたときは、速やかに原状回復をして施設、設備、備品、管理に必要なデータ等を引渡すものとします。

#### (3) 職員について

現在、かまくらっ子に勤務する職員の継続雇用に努めるものとします。なお、継続雇用にあたっては、現在の労務条件の維持に努めるものとします。

#### (4) 会計の独立性について

指定管理業務の会計は、原則として法人等による他の事業とは別に独立した口座で行う等して、指定管理料に関わる入出金情報を明確にするものとします。

#### (5) 著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、市が当該募集において公表する必要がある場合その他市が必要と認めるときは、市は申請者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

#### (6) 記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

#### (7)配付等

申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配付することがあります。

#### (8) 公表

申請書類は、情報公開の対象文書となるため、情報公開条例の規定に基づき開示する場合があります。

### (9)費用負担

申請に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

(10) 言語、通貨及び単位

申請書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める計量単位とします。

(11) その他協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

#### 16 問合せ先

鎌倉市こどもみらい部青少年課

〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町 18 番 10 号

電話:0467-23-3000 (内線 2494)

FAX: 0467-23-7505

メールアドレス: k-ssn@city. kamakura. kanagawa. jp

別表 選定基準表 (選定及び配点基準は次のとおりとします。)

条例の	記号	(選定及び配点差単は次)			評価	
基準	番号	評価項目 評価の視点 ・ ・		満点	得点	
市民の平	a	管理運営の基本方針に ついて	指定管理施設の管理基準を理解し、利用者の平等 な利用が確保できるか。	10		
平等な利用	b	法令遵守について	公の施設を管理するための諸法令を十分に理解 し、運営できるか。	10		
用が確保され	С	特別な配慮を必要とする児童への取り組みに ついて	特別な配慮を必要とする児童に対する専門的な アプローチ及び家族支援、関係機関との連携の重 要性を認識し、それを実行できる体制となってい るか。	10		
	d	公の施設を管理する団 体としての妥当性につ いて	法人等の子育て事業の実績があり、事業主体として妥当であるか。	10		
施設	е	管理運営の執行体制に ついて	本部と現地の責任体制はとれているか。	10		
施設の適切な管理ができること	f	モニタリングに関して	利用者や地域の声を的確に把握し、事業に反映できる計画となっているか。	10		
	g	要望・苦情への対応に ついて	利用者の要望・苦情の解決を図れるか。責任者が 明らかであるか。	10		
	h	危機管理体制について	災害・業務管理上の事故防止、防犯、感染症等への対策に関する考え方や取り組みが十分であるか。	10		
	i	個人情報の流出防止対 策	個人情報の流出防止のための対策に関する考え 方や取り組みが十分であるか。	10		
ることができること 及び経験を有するものを従指定管理業務について相当	j	基本理念に基づく事業の実施について	放課後かまくらっ子が掲げる基本理念「出あう」 「つながる」「ふるさとで自ら育つ」のもと、事 業を実施しようとしているか。	20		
	k	かまくらっ子について	地域を含めた多様な社会資源の活用等、仕様書の 内容を満たす事業計画がなされているか。児童が 安全・安心に過ごすための取り組みがなされてい るか。	20		
を従事させ相当の知識	1	利用者満足度向上策	施設の魅力向上や利用者満足度の向上の取り組 みがなされているか。	20		

	m	子どもの家(学童保育 施設)における育成支 援事業に関する基本方 針について	子どもの育成支援事業の基本的取組姿勢、今後の 展望、新たな視点などを有しているか。	20	
	n	アフタースクールに関 して	地域等の協力を得て実施する活動体験が、豊かな 時間を過ごす事ができる児童の居場所づくりに つながる事業となっているか。	20	
	О	ICT 活用における放課 後かまくらっ子の運営 について	プログラム等、オンラインの活用を積極的に行っ ているか	20	
	р	スタッフの配置に関して	配置するスタッフについて、長期雇用、定着を考え、人数や資格、経験等、適切な体制がとられているか。 支援が必要な児童に配慮できるか。	20	
	q	スタッフの研修に関す る基本方針について	業務遂行にあたり、適切にスタッフを配置するための人材育成体制はとられているか。	20	
	r 保護者とのコミュニケーションについて コーディネーターとの s コミュニケーションに ついて	放課後かまくらっ子の実施にあたり、児童が安全・安心に過ごすために、保護者との密な連携の 重要性を認識し、それを実行できる体制となっているか。	20		
		コミュニケーションに	放課後かまくらっ子の実施にあたり、地域や学校、保護者(会)等関係機関との連携を担うコーディネーター等と密に調整を行う体制となっているか。	20	
	t	地域との連携について	地域や学校、保護者(会)等関連機関との連携を 担うコーディネーターの確保がなされ、地域の人 材活用に当たって責任ある体制となっているか。	20	
	u	乳幼児の受入れに関して	乳幼児を安全に受入れるための体制がとられているか。また乳幼児親子に対して積極的な支援が 行われているか。	20	
	V	引継ぎ体制	引継ぎを行うための体制及び保護者や利用児童 の不安軽減に必要な手立てがとられているか。	10	

減が図られていること安定した経営基盤を有し、管理経費の削	W	経営状態及び経営状況 に関して /経費の適正 性に関して	・指定管理期間中に安定的に管理運営を行っていくだけの人的基盤及び財政基盤を有しているか。 ・利用料等の徴収並びに支出について適切かつ効 果的・効率的に行う方策が示されているか。	10	
			合 計 点	350	

## 指定管理者指定申請書

							年	月	日
(宛先) 鎌倉市長									
			所	在	地				
		申請団体	名		称				
			代表	長者日	氏名				Ø
			電	話番	: 号		(	)	
指定管理者の指定を受	けたい	いので、次のとお	り申請	しま	す。				
化ウナ巫はしるしよ		後子どもひろばこしご) 後子どもひろばにしか)					-	_	+ 1810
指定を受けようとす る公の施設の名称		ま于ともいろはにしか。 後子どもひろばやまさぇ						•	まとり」
3 五 の 地段 の 石 4小		そ子どもひろばいまい。					•	_	す」
添付書類		定款、寄附行為、	会則る	その他	也こわ	らに類	する書類	質	
		事業年度の過去3	年間0	つ収支	え 決算	基及び	貸借対照	照表等、	財務状況
		を説明する書類							
		直近の納税証明	書 (法	人の	場合	、法人	税、法。	人事業種	兑、法人
		道府県民税、法力	(市町	村民	税並	びに消	費税及で	び地方消	肖費税)
		収支予算書							
		活動実績を記載し	た書類	頁					
		法人等の概要説明	書(ノ	ペンフ	フレッ	ト等)			
		登記事項証明書(	(申請日	3 b	- 月以	内に交	付された	きもの)	
		理事・評議員又は	役員の	)名簿	算及ひ	賞罰の	有無		
		監査結果資料(内	部監査	室・夕	小部監	(査)			
		市賦課徴収情報の	調査項	承諾書	<u></u>				
		類似施設の管理運	営実績	責を記	己した	書類			
	【グル	レープ応募の場合】							
		グループ結成に係	る協定	它書文	てはこ	れに相	当する言	<b>書</b> 類	
		共同事業体連絡先	一覧						
		委任状(グルーフ	°の代表	長者を	· 受任	者とし	て市長を	起として	提出)

# 参考書式1

# 事業計画書

放課後子どもひろばこしごえ・鎌倉市こしごえ子どもの家「かもめ」事業計画書

## 法人等名称

1 管理運営体制	(1)	職員配置体制(組織図等)
(別紙可)		
	(2)	配置スタッフ
		総数( )名
		常勤( )名 非常勤( )名 その他( )名
		※スタッフの資格、経験等
	(3)	配置計画(勤務ローテーション等)
	(4)	研修計画等
2 事業計画案	(1)	放課後子どもひろばこしごえ・鎌倉市こしごえ子どもの家「かも
(別紙可)		め」の利用に関する業務
	(2)	放課後子どもひろばこしごえ・鎌倉市こしごえ子どもの家「かもめ」の施設及び設備の維持管理に関する業務
	(3)	放課後子どもひろばこしごえ・鎌倉市こしごえ子どもの家「かもめ」の事業の企画及び実施に関する業務
<ul><li>3 その他</li><li>(上記で表現でき</li></ul>		
ないことなどあり		
ましたら記載する		
ものとします)		

参考書式1

## 事業計画書

放課後子どもひろばにしかまくら・鎌倉市にしかまくら子どもの家「こまどり」

1 管理運営体制	(1)	職員配置体制(組織図等)
(別紙可)		
	(2)	配置スタッフ
		総数( )名
		常勤( )名 非常勤( )名 その他( )名
		※スタッフの資格、経験等
	(3)	配置計画(勤務ローテーション等)
	(4)	研修計画等
L. Went Land		
2 事業計画案	(1)	放課後子どもひろばにしかまくら・鎌倉市にしかまくら子どもの
(別紙可)		家「こまどり」の利用に関する業務
	(2)	放課後子どもひろばにしかまくら・鎌倉市にしかまくら子どもの
		家「こまどり」の施設及び設備の維持管理に関する業務
	(3)	放課後子どもひろばにしかまくら・鎌倉市にしかまくら子どもの
		家「こまどり」の事業の企画及び実施に関する業務
3 その他		
(上記で表現でき		
ないことなどあり		
ましたら記載する		
ものとします)		

## 事業計画書

## 放課後子どもひろばやまさき・鎌倉市やまさき子どもの家「めじろ」

1 管理運営体制	(1)	職員配置体制(組織図等)
(別紙可)		
	(2)	
		総数( )名
		常勤( )名 非常勤( )名 その他( )名
		※スタッフの資格、経験等
	(3)	配置計画(勤務ローテーション等)
	(4)	研修計画等
0 事業計画学	(1)	- 七細似フ じょれてばめよとと、
2 事業計画案	(1)	放課後子どもひろばやまさき・鎌倉市やまさき子どもの家「めじ
(別紙可)		ろ」の利用に関する業務
	(2)	放課後子どもひろばやまさき・鎌倉市やまさき子どもの家「めじ
	(-,	ろ」の施設及び設備の維持管理に関する業務
	(3)	放課後子どもひろばやまさき・鎌倉市やまさき子どもの家「めじ
		ろ」の事業の企画及び実施に関する業務
3 その他		
(上記で表現でき		
ないことなどあり		
ましたら記載する		
ものとします)		

## 事業計画書

## 放課後子どもひろばいまいずみ・鎌倉市いまいずみ子どもの家「うぐいす」

1 管理運営体制	(1)	職員配置体制(組織図等)
(別紙可)		
	(2)	配置スタッフ
		総数( )名
		常勤 ( ) 名 非常勤 ( ) 名 その他 ( ) 名
		※スタッフの資格、経験等
	(3)	配置計画(勤務ローテーション等)
	(4)	研修計画等
2 事業計画案	(1)	放課後子どもひろばいまいずみ・鎌倉市いまいずみ子どもの家
(別紙可)		「うぐいす」の利用に関する業務
	(2)	放課後子どもひろばいまいずみ・鎌倉市いまいずみ子どもの家
		「うぐいす」の施設及び設備の維持管理に関する業務
	(3)	放課後子どもひろばいまいずみ・鎌倉市いまいずみ子どもの家 「うぐいす」の事業の企画及び実施に関する業務
3 その他		
(上記で表現でき		
ないことなどあり		
ましたら記載する		
ものとします)		

# 参考書式2

収支予算書

# 令和()年度 収支予算書

# 法人等名称

# 1 子どもの家(非課税)

Ţ[	又入
指定管理委託料	
利用料収入	
延長利用料収入	
その他	
収入計 A	

_	
支	出
人件費	
事務費	
保険料	
施設管理料	
支出計 B	

収支 A-B

# 1 子どもひろば(課税)

Ц	又  入
指定管理委託料	
その他	
収入計 A	<u> </u>

支	出
人件費	
事務費	
保険料	
施設管理料	
支出計 B	

収支 A-B

# 参考書式3

# 役員等名簿

役職名	氏 名	住 所	賞罰の有無

### 賦課徴収情報の調査承諾書

	,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,,	^ -					
		令和	年	月	日		
(宛ち	<b>先)鎌倉市長</b>						
	事業所所在地						
	会社名						
	代表者名		<u> </u>				
│ │ 下記、指定管理者の選定及び指定事務に必要な私の市税に関する賦課徴収情報の							
調査を承諾します。							
即山且、							
事							
<del></del>							
76							
務	放課後子どもひろばこしごえ・鎌倉市こしごえ	子どもの	の家「か	もめ」			
	放課後子どもひろばにしかまくら・鎌倉市にしかま				3 N 1		
0	放課後子どもひろばやまさき・鎌倉市やまさき		-		- / _		
			•	_	1		
内	放課後子どもひろばいまいずみ・鎌倉市いまいずみ		•	つくいつ	厂」		
	における指定管理者の選定及び指定に	こ関する	事務				
容							
\L_1							